債権執行申立の予納郵便切手について（事務の取扱い変更）

富山地方裁判所　本庁・高岡支部　債権執行係
（令和５年１０月１日実施）

債権執行申立てに関して、予納郵便切手の額を下記のとおり変更しますので、今後の申立てについては、下記のとおり予納していただくようお願いいたします。
なお、下記の予納郵便切手の額は執行費用として請求することができます。

【債権差押命令＋陳述催告】
郵便切手　３，１１２円分

予納郵便切手内訳					
５００円	１００円	９４円	５０円	１０円	２円
５枚	３枚	２枚	２枚	２枚	２枚

【債権差押命令】
郵便切手　２，５０２円分

予納郵便切手内訳			
５００円	１００円	９４円	１０円
４枚	２枚	３枚	２枚

（注意）
１　上記は、債務者及び第三債務者が各１名の場合の内訳

２　債務者が増える場合

１名増えるごとに次の郵便切手を追加（執行費用として請求可能な額は１，２０４円分増加）

予納郵便切手内訳			
５００円	１００円	９４円	１０円
２枚	１枚	１枚	１枚

３　第三債務者が増える場合

〈陳述催告申立ありの場合〉
１名増えるごとに次の郵便切手を追加（執行費用として請求可能な額は１，８１４円分増加）

予納郵便切手内訳				
５００円	１００円	５０円	１０円	２円
３枚	２枚	２枚	１枚	２枚

４　差押命令発令時点での同正本の送付を希望する場合**※この費用は執行費用として請求できません。**
郵便切手８４円×１枚を追加